

○村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年6月28日

告示第76号

(趣旨)

第1条 新潟県総合計画及び村上市総合戦略に基づき、村上市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う移住・就業支援事業及び起業支援事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から村上市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 当該移住支援金の交付については、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(移住支援金の支給)

第2条 市長は、次条第1号の要件を満たす者のうち、同条第2号、第3号又は第4号の要件を満たす就業又は起業等をした者の申請に基づき、第5条の方法により、次条第5号の要件を満たす2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、その他の世帯の場合にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。

2 世帯の申請を行う者が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の

大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 村上市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(イ) 国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

(ウ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(エ) 村上市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) イの法人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - (イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地域創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 起業に関する要件 1年以内に新潟県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (5) 2人以上の世帯に関する要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
  - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金申請者は、申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては同条第5号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知して、移住支援金を交付する。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（報告及び立入調査）

第6条 新潟県及び村上市は、新潟県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び対象事業所に対し、新潟県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第7条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が、第1号又は第2号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして村上市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りでない。

- (1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した村上市から転出した場合

ウ 第3条第2号の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した村上市から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報提供 市長は、第4条の申請があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、村上市と新潟県が協議して定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和2年3月3日告示第68号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱は令和2年2月6日から適用する。ただし、改正後の第3条第1号アの規定は、この適用日以後に転入した者に適用し、適用日前に転入した者は、なお従前の例による。

#### 附 則（令和3年4月7日告示第103号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日から適用する。ただし、改正後の第3条の規定は、この適用日以後に転入した者に適用し、適用日前に転入した者は、なお従前の例による。

#### 附 則（令和5年3月31日告示第139号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条及び第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和5年11月1日告示第390号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和5年9月29日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、改正後の第3条の規定は、この適用日以後に転入した者に適用し、適用日前に転入した者は、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

(宛先) 村上市長

村上市移住支援金交付申請書

村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、村上市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員全てが）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）村上市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙 1 (誓約事項)、別紙 2 (個人情報取扱)
- ③移住元の住民票除票の写し (2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む)
- ④振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- <雇用される者として東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合>
  - ⑤東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等  
(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)  
※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
- <法人経営者又は個人事業主等で、東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合>
  - ⑥開業届出済証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- <東京圏から東京 23 区内の大学に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した場合>
  - ⑦卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ⑧東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等  
(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
  - <要件を満たす就業をした場合>
    - ⑨就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)
  - <要件を満たす起業をした場合>
    - ⑩起業支援金の交付決定通知書の写し
- <テレワークの要件に該当する場合>
  - ⑪所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)
- <2人以上の世帯である場合>
  - ⑫転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類

管理コード (新潟県及村上市使用欄)	
--------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び村上市から調査を求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、速やかに村上市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に村上市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に村上市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び村上市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び村上市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役 などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材 事業又は先導的人材 マッチング事業を利用 している場合のみ	目的達成後に離職することが前提でない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的マッチング事業

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び村上市の求めに応じて、新潟県及び村上市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号（第4条関係）  
（テレワーク）

年 月 日

（宛先）村上市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、新潟県及び村上市の求めに応じて、新潟県及び村上市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

村上市長 印

移住・就業等支援事業における移住支援金の交付決定通知書

村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 村上市は、村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に村上市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に村上市以外の市区町村に転出した場合：半額（就業の場合）
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 村上市は、村上市移住・就業等支援事業における村上市移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、新潟県移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地域移住支援型の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)